

中堅教諭等資質向上研修に係る在職期間の計算(例)

研修を受講する年度は、在職期間が原則10年に達した次の年度とする。
ただし、在職期間の計算については下記に留意する。(採用後10年を経過しても研修の対象者とならない場合がある。)

○在職期間とみなす事項…産休、長期研修(内地留学、長期研修員等)、教諭等採用後の教育委員会勤務、他県・私学教員(臨時的任用を除く)等
◆在職期間とみなさない事項…育休、休職、停職、介護休暇等
(注)上記の「在職期間とみなさない事項」において、その期間が連続12ヶ月以上の場合は、年度のまたがりの有無にかかわらず、年単位(月は切り捨て)で減算(除いて計算)する。(2つ以上の事項の期間が連続する場合は、それらを合わせた期間)
(例)育休11ヶ月の場合→減算しない。育休1年1ヶ月の場合→1年減算。介護休暇と休職の連続する期間2年3ヶ月の場合→2年減算。

【H27.4.1に和歌山県で採用された者の場合】

例1 育児休業取得等がない場合

令和7年度に対象者となります。

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	対象者(新規)	対象者(継続)

例2 休職期間がある場合

2度の休職期間はあるが、2度とも1年未満であり減算しないため、令和7年度に対象者となります。

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	対象者(新規)	対象者(継続)

例3 介護休暇と休職が連続した場合

介護休暇(4ヶ月)と休職(9ヶ月)が連続して1年1ヶ月となり、1年減算するため、令和8年度に対象者となります。

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	対象者(新規)	対象者(継続)

【産休と育休がある場合】

例4 産休と育休が連続する期間が一度ある場合

産休は在職期間とみなすが、育休期間(2年10ヶ月)のうち2年を減算するため、令和9年度に対象者となります。

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度	R10年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	10

例5 産休と育休が複数ある場合

1人目の育休 1年5ヶ月 → 1年を減算する。
2人目の育休 9ヶ月 → 減算しない。
3人目の育休 2年1ヶ月 → 2年を減算する。

合わせて3年減算するので、令和10年度に対象者となります。

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度	R10年度	R11年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	10	10

例6 産休・育休、産休・育休と連続する場合

1人目の育休 1年10ヶ月 → 1年を減算する。
2人目の育休 2年1ヶ月 → 2年を減算する。

合わせて3年減算するので、令和10年度に対象者となります。

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度	R10年度	R11年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10	10	10

【教育委員会事務局での勤務期間がある場合】

例7

※R08.4.1 教諭として学校へ異動

採用後の年数	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R01年度	R02年度	R03年度	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度	R09年度
採用後の年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
通算する年数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	10	10	10

H27.4.1採用の場合、R06年度で10年を終える。しかし、対象となる年度(R07年度)に教育委員会勤務の場合は、**猶予**とするが**対象者として報告**すること。上記の例は、R07年度教育委員会勤務、R08年度に学校へ異動した場合を想定。

【他県の公立学校や私立学校での勤務経験がある場合】

例8 他県の公立学校や私立学校での教諭等としての勤務期間は在職期間として含む。

採用後の年数	H25.4.1他県の公立学校採用 H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	(H29年度)	H30年度	R01年度	R02年度	(R03年度)	R04年度	R05年度	R06年度	R07年度	R08年度
採用後の年数	1	2	3	4		5	6	7		8	9	10	11	12
通算する年数	1	2	3	4		5	6	7		8	9	10	10	10

※私立学校で勤務経験がある場合は、必ず問合わせてください。

※平成27年度の採用者を基本例としていますが、平成26年度以前の採用者についても、同様に在職期間を計算し、令和7年度の受講対象者を確認してください。(本人への確認、勤務記録の確認等)